

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第27号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931 (10:00~16:00 月・水・金)
平成23年4月15日発行 第27号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

今、少し不安に思うこと

希望の郷 施設長 蓬萊 和裕



最初に、東日本大震災で被害に見舞われた方々に対し、心からお見舞い申し上げます。マグニチュード9.0というとてつもない大地震、リアルタイムで送られてくる津波の映像、大自然の前では、人間の文明などひとたりもないことを思い知らされました。

今後、阪神淡路大震災のときに、多くの人たちの支援を受けた者として、兵庫県知的障害者施設協会も関係機関と連携を図り、復興支援にあたりたいと思います。

さて、近頃、テレビや新聞紙上で「極刑」という言葉を耳にしたり、活字を目にしたりする機会が多くなったような気がしてなりません。「極刑」というまでもなく「死刑」のことです。これまで「死刑」について報道される場合は「死刑反対派」と「死刑賛成派」双方の意見を取り上げ、結果は求めず、視聴者や読者に判断を任されるような報道の仕方であったように記憶しています。人が人を裁く難しさ、裁いた結果、人が人の命を奪う重さは、一側面から簡単に結論づけられないことから、結論が出ない議論となっていたと理解していました。ところが、最近の報道では、被害者の心情を酌量し「極刑」を正当化する議論に偏っている感じがしてなりません。「もし、あなたが被害者になったら」という質問に対し、死刑「反対」、「賛成」ときっぱり答えられない自分がいるのも確かです。それどころか「私刑」すら考えなくなる事件があるのも事実です。「極刑」とは、ひと1人をこの世から完全に排除することです。「極刑」の範囲が広がることは、中庸の範囲が狭くなることです。「まーそのぐらいええやんか」という、曖昧な考えかたを許さない社会が形成されつつあると感じ、一種の恐怖感を覚えるのは私だけでしょうか。

問題を起こしてしまった個人または団体職員は、

テレビカメラに向かい起立して、深々と頭を下げ、謝罪する光景がいつの間にか当たり前の姿になっています。もし、それをしなければ、視聴者から反省の色がないと苦情が殺到するのでしょうか。この度の大震災において、電力会社の報告も謝罪から始まりました。しかし、この緊急時に謝罪よりも一刻も早く状況を報告することがあの場に臨む者の努めだと感じ、私は、謝罪する姿に不快感すら覚えました。謝罪は、形式であれその背景には「間違いは許されない」という社会が存在しているのだと感じます。

今、政府では障害者の権利条約を核にした、新たな障害者福祉のシステムを構築しようとしています。改革の柱のひとつに「障害者が地域で当たり前に暮らす」があります。「間違いが許されない社会」、「中庸がない社会」の中で知的障害者の人たちの当たり前の暮らしをどのように考えたら良いのでしょうか。大阪で、歩道橋から子どもを突き落とした事件で、ある有名なキャスターが「こんな人間が社会の中にいることが許せない」というような意味の発言をしました。多くのコメンテーターが誰も反論しませんでした。本人は、障害者施設で支援を受けていたことも明らかになっていました。確か発達障害の方だと思います。今、日本では発達障害児(者)の教育や福祉の現状が、発達障害が障害者自立支援法から漏れていたことを含め、先進国の中で如何に低水準であるかという事実など関係なく、幼児を突き落としたという事象だけを取り上げ、非難され、切り捨てられます。私たちが、地域の中で当たり前に暮らすこととは、周りを怖ず怖ず眺めながら、みんなに迎合しながら生きることかもしれません。それは、私たちが支援している、知的障害者の方たちも同じです。障害者福祉の制度改革も大切ですが、障害者も健常者も全てのひとを包み込む社会を作り上げることが急務ではないでしょうか。権利条約の批准や障害者基本法の改定より、もっと大きな改革が必要だと思います。私のような小人の不安はまだ続きそうです。

第6回

全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in KOBE

第6回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in KOBEが平成22年9月8日・9日メリケンパークオリエンタルホテルで開催され、全国から700人が参加され、盛大に行われました。地元兵庫からも多数ご参加いただき、ありがとうございました。

基調講演 「見つめよう 障害福祉の行方」

講師 桃山学院大学准教授 松端 克文氏

1. 障害者自立支援法（以下自立支援法） 何がどう問題だったのか？

- 障害者自立支援（三障害の一元化）……自立と共生の社会の実現をめざす

平成18年4月一部施行

平成18年10月全部施行

平成18年12月特別対策

平成19年12月法の抜本的見直し（緊急措置）

平成20年7月（緊急措置）

小泉政権（小さな政府・大きな政府）下の産物…実質的な審議、説明がないままにできたもの

三位一体改革の産物（財源不足と構造改革）…お金を削る目的でできたもの

- その当時、この法律がだめという研究者（専門家）等があまりいなかった。
- 自立支援法に謳われている「自分のことは自分です。そのために訓練する」「就労する」等を福祉の世界では普通自立とは言わない。
- 人が生きていくこととは…能力とかあらゆることを細分化することはとんでもないこと。
- 当事者不在…千差万別の障害区分（団体）者を入れた議論がなされていない。
- 憲法25条…国の責任で最低生活を保障
- スウェーデン（理念・理想） ノーマライゼーションの原理
- 年齢・障害の有無に関係なし…地域の中で市民として当たり前の生活を保障する。管総理はこの発想に近い
- 鳩山・管総理政権下…福祉系については少しましか？（国民の期待感）

- 自立支援の抜本的見直し…国 障がい者制度改革推進会議 作業部会

自立支援法の抜本的見直しの「抜本」とは

- ① 介護保険制度と障害者福祉制度の分離
- ② 法律の理念・目的の変更

- ③ 「程度区分」の廃止

- ④ ①～③から結果する諸課題の創造的な解決

どれひとつをとっても極めて難題であるが、全力を尽くして達成しなければ知的障害者福祉の未来はない。

憲法13条（個人の尊厳・幸福追求権）から見た障害程度区分

「すべての国民は個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする」と定められている。



2. 施設の日中活動サービスメニューの「おかしな再編

日中活動を介護度の重い生活介護から就労能力の高い就労移行支援までいくつもの枠組みに分け、利用者個々の状況やニーズよりも作業能力や事業所の都合で振り分けられることは許しがたく、根本的に改める必要がある。

個別支援計画を基礎に… あくまでも利用者個々の置かれている状況とニーズによる

日中活動メニュー… 事業ごとに限定されるべきではなく、事業所ごとに多様で包括的なメニューを用意し、個々のニーズに応じて展開する

3. 施設支援の基本的な視座

利用者はひとりの住人…たまたま施設が生活の場となっているだけのこと（施設では、当たり前の社会生活体験をすること、社会関係を形成すること、社会的な役割を果たすこと等を支援すること）

成年後見制度…施設と一緒に考えていく。さらにはオンブズマンなど個々の利用者の権利を擁護する仕組みを作る。

施設…利用者が地域に移ればOKでないことを知る。施設そのものが地域生活の拠点となり、一般社会に支援の輪を形成することも必要。

（記録 木村政照理事）

《基調講演を聴いて》

- 「応益」「サービス」という言葉に常々違和感を持っていたが、憲法25条や13条の説明を聞いて、支援を受けることは「益」でもなければ「サービス」でもなく、人間としての権利なのだと得心した。
- スウェーデンの話を興味深く聞いた。まず、障害者の支援は行政が責任を持つことになっていること。日本も措置の時代（問題もあったが）はそうだったのに、「自己選択」を拡大解釈したのか、当事者同士の「契約」にしたのはおかしいと思う。また、スウェーデンのようにグループホームやデイセンターなど様々な暮らし方を作ったのに法律で細かく決められ、自由に利用できないのも施策の間違ったと思う。「法律はアバウトに、支援はきめ細かく」といわれた講師の言葉が印象的だった。さらに6人のグルー

プホームに6人の支援者と夜勤に3人という、支援の手厚さに驚いた。昼は殆どいないというのに。日本はといえば近所のおばちゃんが一人で食事などの世話をしているのが普通、夜は支援者が誰もいないところもあるらしい。同列にグループホームと言わないでほしい。

そうして、どんどん「似て非なるもの」が出来上がっていく。日本の福祉はどこへ行こうとしているのか、不安を通りこして恐怖すら感じる。

- 平成18年の6月だったと記憶しているが、ひょうごかぞくねっとは加入施設家族会名で「障害者自立支援法に反対」はがきを厚労大臣や社会保障審議会へ送った。それらに対して大変なパッシングがあった。同じ障害者団体からもあった。松端克文氏のような方をその時知っていたら力になってもらえたのに。

公開座談会 「新しい視点での障害者のための法律の実現をめざして」

発表者

桃山学院大学准教授

日本知的障害者福祉協会 前会長

全国知的障害者施設家族会連合会会長

松端 克文 氏

小坂 孫次 氏

由岐 透 氏

座長

全国知的障害者施設家族会連合会副会長 南 守 氏

南 座談会に入る前にデンマークで大きい施設を運営しているフォルムさんの話をさせていただきます。フォルムさんのところに日本の国会議員や役人（官僚）や学者がたくさん見学にくるので、北欧を参考に日本の福祉は進んでいると思っていた。ところが最近知ったが日本の福祉は進んでいるどころか衰退している。国会議員や役人が財源やその他のことで福祉を締め付けてくることもあるとしても、学者がなぜ障害者自立支援法のような北欧では認められないような障害福祉に賛成の立場をとるのが不思議でならないと話されていた。今日松端先生の話聞いて安心した。

障害者制度改革推進本部ができ、総合福祉法（仮称）ができて新しい道筋ができると思っていた。ところが実際は障害者自立支援法は残り、新体系移行に向けて進められてる。

小坂 審議会や推進会議での意見はほとんど聞き入れてくれない。総合福祉法は基本的には国際条約の権利宣言を主にしているので利用者の権利を守っていくということになり、地域移行となる。これを厚労省が後押しをして、各県が施設に対して尻をたたいている。障害者自立支援法

というのは国の財政を立て直すためにできた法律だから利用者がどうなるかなど考えていない。国は一旦決めたことは曲げることはない。介護保険がいい例だ。われわれは現状を訴えるしかない。

私は40年近く知的障害を持った人とかかわってきた。その中で様々な試みを行ってきた。今235人の人が約50種類の仕事をやっていて3億ほどの売り上げがある。この人たちをグループホームに住まわせたい。そのためには年金と最低3万円が必要と考えてやってきた。ところが自立支援法ができてまったく別の問題が発生してきた。新たに3万円が必要になってきた。その人が生きていくために必要な社会的な経験や教育を誰がどのようにしていくのかを議論していかなければならない。

南 松端氏と小坂氏の話をお聞きして全施連としてどのように受け取ったのか由岐会長のコメントをいただきたい。

由岐 基調講演の松端先生のスウェーデンのお話に興味をもった。日本と北欧の住宅事情が違うが北欧のグループホームは素晴らしい。日本では障害があるから年金を支給するが、北欧では障

害があろうがなかろうが一定の期間働いてきた人は国が責任を持ってくれる。医療費もただである。日本では障害者まで医療費を負担させる。

南 松端先生には知的障害者の家族たちに是非伝えておきたいことをお話しください。

松端 由岐会長がおっしゃられたように福祉は暮らしや生活あるいは人生を支援するものであって、教育の部分だけとか仕事の訓練だけをするのを福祉とは言わない。一人ひとりによってその都度その人に必要なことを支援していくことになる。生活介護というカテゴリーでも授産活動ができる、就労継続支援でも生活介護的な、レクリエーション的な活動ができるようにしていく。制度で人を縛るのでなく、いかに逸脱できるか。もう1つは職員が個別の支援を行うこと、その人にしっかり寄り添って支援すること。職員が誇りを持って働き、そこで暮らす人が誇りを持って暮らしていけるよう力を合わせていくことが大切だ。

由岐 私は福祉サービスについては現物支給にすべきだと思う。施設で働く職員を地方公務員として市町村が給料を払う。そこを利用する本人や親は一切払わなくてよいという地方自治の形にすべきだ。

松端 北欧は中央集権型の国家と思われがちだが地方分権の国だ。社会福祉などの直接的なサービスの実施の責任は市町村、コミュンにある。グループホームを設置する、デイサービスを実施するということはコミュンに義務付けられている。財源もしっかり持っている。こういう社会をつくるには一個人や家族だけでは限界が

ある。

南 知的障害を持っている人はどこで亡くなって行くのだろうかを3人にお聞きします。

由岐 血はつながらないが親、兄弟同然の思いを持ってくれる仲間のいる場所で最後の日を迎えてほしい。お墓もあって仲間に認められながらあの世に旅立っていくという施設もある。

小坂 入所されて段々体力が落ちていく段階で高齢者棟といわれるところに入っていてそこで亡くなっていく人が多い。今利用者の親たちは自分たちが亡くなっても施設がしっかりしてくれるだろうと思っている。

松端 今マクドナルド化ということがよく言われる。要はマニュアルに基づく役割で人が動いていて人は誰でもいい。自立支援法で言う施設サービスはまさにマクドナルド化の象徴で、お互いがマニュアルに基づく役割でしか関係がないとしたらそんな辛いことはない。知的障害の場合、支援者との関係を中心に地域も含めて濃密な関係を如何に作っていけるか。そういう関係のなかで亡くなったとしたらそれなりに幸せな人生だったといえるのでは。



公開座談会に参加して

西中播磨かぞくねっと 三木 清美

障害者自立支援法は基本は施設から地域への移行となっています。苦しんでいる人がいる。利用者の権利を守っていこう。法律でいい生活ができるようにとできた自立支援法が実は国の財政を作り直すという観点から創られたもので、利用者のことが出てきていません。施設を機能的に分解、解体しようとするものではないでしょうか。まず第一にしたことは利用者負担金をとることでした。第二に国はいったん決めたことをまげることはありません。現状を訴えることしかありません。第三に介護保険との統合を捨てていません。入所更生施設、授産施設が介護・訓練・働くと統合的に提供されていたのが、障害程度区分により6つに分けられてしまいました。そこで今回のテーマの「どこで だれと どう生きてほしいのか」ということになりますが、入所施設利用の場合、血のつながりはないけれど親子同然の思いを持っている場所を作り、支援者との人間的なつながりが濃密な関係を作っていく。このことが幸せではないだろうか。その関係を作れる職員、そのため個別にきちんと支援できる職員が大事になってくる。しかし、正規職員が正規から非常勤化し、まっとうに働けないようでは困る。(給与水準等) 今後の障害者福祉は、わが子らと家族の「どこでだれと どう生きてほしいのか」をテーマにしっかり理解する必要があると思います。

伝えたいこと「阪神大震災その時施設は、家族は」

ドキュメント阪神大震災

施設の果たした役割

知的障がいの子どもを抱えての罹災

三田谷治療教育院 理事長 堺 孰 氏

ワークセンターわかまつせきもり分場 家族会長 福永 栄子 氏

コーディネーター 赤穂精華園 家族 原 由美 氏

はじめに、福永氏による、『発作』が朗読される。

当時息子三男は二十歳を過ぎた年頃で、身体にやや麻痺のある知的障害者として、母と息子の二人三脚の生活が当たり前の日常を送っていました。ドーンという下から突き上げてくる衝撃、街も人も未曾有の激震に見舞われた平成7年1月17日未明。

辛うじて助かった家族も避難所生活を余儀なくされる。余震に怯え、寒さと真っ暗がりの不安と、しかしそれらを跳ね除けるほどのたくましさで、残された人はもう一度、かつての暮らしを取り戻そうと必死でした。私も相当なハイテンションで東奔西走していました。5日で薬がきれて、なによりもサンプルを持って行って非常に助かった。地震から一ヶ月間の避難所生活。大人しかった。一ヶ月ぶりに我が家に戻ったその夜半、傍らで眠っていた三男に突然激しい痙攣の発作がはじまりました。かつて見たこともない発作でした。救急車で運ばれた須磨病院で「脳を深く眠らせる。」場合によってはそのまま植物人間にもなりかねない治療で、危険ぎりぎりのレベルで発作が止まりました。入院一ヶ月ぶりに三男は笑顔で退院しました。「この子はあの激震を受け止めたのではなく、全身全霊無条件に引き受けたのだ。」と久しぶりの自宅で、ほっと安堵の後ろ姿を見せる息子に私は初めて気づかされました。

と福永さんは伝えて下さいました。

次に、『施設の果たした役割』と題して、堺孰氏より震災アンケートのまとめともからめて、生かされた者として、伝えていかなければいけないこととして話していただきました。

15年前（平成7年1月）

- 措置制度の下にあった。（契約制度との違いは。）集団疎開ができた。（行政措置ができた）。避難所では馴染むのに時間がかかり、トラブルが起きる。
- 各組織、育成会、施設協会などが充実していた。県内外を問わず、人的なつながりがあった。各団体が独自の働きをしていた。（横の連携の実

例は少なかった。）

- 通信の手段が電話に頼っていた。携帯電話は限られていた。
- かぞくねっと（家族会）の活動は未発達であった。全国大会の開催など当時全く考えられなかった。
- 行政（各市）の連携は見られず、特に在宅支援についてのボランティアの考え方にばらつきがあった。
- 行政マンは身体を張って勤務していた。

今考えておきたいこと

契約制度（新体系移行）のもとにあって

- 生活基盤が破壊された時、入所型施設を軽視するような現在の影響がその時出てくるのではないか。（食事提供、就寝ベッド、日常生活）、入所型施設の重要性が見直される。
- 個々のニーズのとりまとめ、調整に難航することが予想される。（疎開などの決定、職員補充、日用弁償など）対等の関係と役割論など。
- 耐震建物のチェックはどこまで進んでいるか、特にケアホーム等

資源の確保について

- 救援物資等物資のコントロールタワー
- 人的支援者の配置、プランの調整役が最大級必要。
- 情報の調整と受発信の責任を行政がとれるか。

（記録 西塚洋子理事）



神戸市長
矢田 立郎 氏



小坂 孫次 氏

全員参加型討論会 「どこで だれと どう生きてほしいのか」

登壇者

全国知的障害者施設家族会連合会会長 由岐 透 氏
 全国知的障害者施設家族会連合会副会長 南 守 氏
 全国知的障害者施設家族会連合会副会長 岩本 邦雄 氏
 日本知的障害者福祉協会前会長 小坂 孫次 氏
 日本知的障害者福祉協会サポート編集長 福田 和臣 氏

司会者

兵庫県知的障害者施設家族会連合会副会長
 木村三規子 氏

《討論会》

南 氏：NHK放送番組「無縁社会ニッポン」から…
 記録映像放映
 ATネット「100歳以上の高齢者不在問題を取り上げて…年金がらみ問題検証
 原因…行政の怠慢（セーフティネットの欠如）・カミングアウト

この問題は、ただ高齢者だけの問題と捉えず、知的障害者の課題「高齢になった我が子」と置き換えて考えてみる必要があるのでは…。

（宮崎）川畑氏：現社会…障害者の脱施設（論）の方向に鋒先が向いているのでは？ “命があってこその人権だ”

由岐氏：山田洋二監督の「寅さんの映画」を例にとって…感想から

地域の絆の大切さを多分に表現している。

全国の障害者施設の中には、まだまだ普通の取り組みを持った所が少ないように思う。…（言い換えれば、それ以下の所があると言うことを検証）

小坂氏：現在の社会情勢下、施設入所者の家庭に係る問題が近年増加傾向にある。

福田氏：「障害者福祉協会サポート誌」9月号…《巻頭言》参照

現制度上、施設の捕らえ方に問題があるのでは？

私は、今後入所施設→入居施設の捕らえ方が適切と考えている。

岩本氏：現社会、施設での支援のあり方が問われている時代

障害者（三障害一元化）…中でも知的障害者は他

障害者とはあらゆる面で特異性がある点を強調

南 氏：親の言葉で赤裸々に書かれた「施設は子らの故郷」手記発刊（施設家族会連合会東京部発行）…コメント（紹介）

全国には、「鍵」を日常的に掛けないと生活ができない施設が多くある現実に触れ…。

（福岡）八木氏：障害者…行政言葉における「障害者」に対する言い回し。

関係者（会員）がもっと注視し、改め直す（大事にする）必要があるのでは。

（島根）土江氏：障害→もっと言葉を大切にするべき。

（愛知）山本氏：障がい→民主党政権下でますます不安な言葉が独り歩きしているように感じる。

由岐氏：全施連の活動拡大→全国の仲間（未加入都府県）への加入促進

福田氏：全施連の生い立ち→全国施設互助会の集まりの中から施設利用者のつながり、呼称「全国知的障害者施設家族会連合会」が誕生。

自己決定→社会の仕組みとして、今後どう付き合っていくのか？ 今後どう支えていくのか？

（佐賀）村井氏：政治と団体→障害者に代わって親たちがもっともっと声を出して行ってほしい。（国会への陳情・地元議員への働きかけ等）

（東京）山下氏：親はもっと本音（本当のこと）を言うべきでは？…あまりにも遠慮がち。

（熊本）渡邊氏：施設（ハード）面は大変立派なものがあったが…施設側職員の対応（ソフト）面に幾つかの課題があるのでは？

（兵庫）蓬萊氏：一体、施設とは？ 地域とは？ 地域移行？…その概念は不詳

要は、親の会が暗に施設解体論的な言い回しをするのは如何なものか？

（記録 木村政照理事）



神戸華僑舞獅隊



平成23年2月9日

家族会大会(ハッピーデー)

《赤い羽根共同募金助成事業》

「みんなでつくる みんなの福祉」

講師

兵庫県社会福祉協議会会長 武田 政義氏

障害者福祉の現実

今の社会 ⇒ **地域移行** ⇒ 誰のために？……
(行政のあり方)

障害を有するというだけで ⇒ 国家(地域)から
見放された感がある

障害者福祉とは何か

障害者福祉の対象を

《すでに何らかの障害を有する状態》という事実の
視点で捉えたとき……「自分に関係のないもの」

《誰でも障害を有する可能性があるもの》という視
点でとらえたとき……「すべての人に関係するもの」

取り組み

大多数の自治体では従来、障害者福祉を限られた方
の問題として捉えてきた

これらの反省にあたって

現社会では、地域全般の問題とした地域福祉の取り
組みが実施されている

目指すべき**地域**とは ⇒ どうあるべきか？

「量」ではなしに「質」の問題

【参考例】 NHKTVドキュメント番組「無縁社会」
の視聴から……

個人の権利保障…選択の幅が広がってきた

面的社会

福祉の分野自分で選択 …… 体験学習

高度情報化 (成熟社会)

自分の役割(地域を知る)

【参考例】

トライやるウィーク … 教室の中だけの教育は
だめ

(社会の中でのいろいろな体験の必要性)

オープンスクールの意義 … 地域の人に加わる

ことで変革する

少子化問題…一人っ子の問題(4.5人⇒1.5人時代)

自立支援法

地域で普通のような生活ができるか？ できる環境
か？

- 17ジャンル(NPOなど)⇒いろいろな場面で
の支援可
- 声を出せる障害者は自らが表現、主張できる社
会に
- 自分で声を出せない障害者には、皆さんが(保
護者・家族)が代弁者となって主張できる社会
「夢を共有できる社会」に。
- もっと現場の声を…皆さんが目指すべき**地域社
会のものさしを持って**中央なり社会発信すべき
とき

① 介護保険制度と障害者福祉制度の分離

② 法律の理念・目的の変更

③ 「障害程度区分」の廃止

④ ①②③から結果する諸問題の創造的な解決

◎どれひとつをとっても極めて難問であるが、全力
を尽くして見直しを達成しなければ、知的障害者
福祉に未来はない

人間の尊厳

障害や障害を持つ人をどうとらえるかということ
は、適切な社会関係のあり方を考える上で極めて重
要である。

単にレッテル貼りとして取り扱ったり、健常者との
区別の尺度としたり、支援費の額を決めるための対
象として捉えるのは、人間の尊厳そのものを踏みに
じるものである。

(記録 木村政照理事)

※会場変更に伴い、昼食等不手際があったことを
お詫び申し上げます。

ハートフルステージ

今年は3施設30人を越える人が参加してくださり、熱演を披露してくれました。

「感動的で心に強く残りました」との感想を聞いています。

1. 神戸光生園和太鼓 輝（かがやき）



①まつり ②あ・うん ③おまつり太鼓

2. 加西市善防園



①踊り「踊るポンポコリン」

3. 新緑の家



①ズッコケ男道（ダンスと歌） ②ビリーブ（歌）

4. 友情出演 ラッシー&内山



①なつかしのカントリー「ケンタッキーの我が家」や「グリーンスリーブス」などの曲を楽しみました。「大きな古時計」や「ふるさと（手話つき）」では会場の参加者も一緒になって合唱をしました。

全国知的障害者施設家族会連合会報告

- ★9月9日 支部長会 フルーツフラワーパーク
～10日 全国大会後、場所を移し、「施設のあり方像」「全施連活動について」など熱のこもる話し合いがされました。
- ★9月28日 大串博志議員と面談「自立支援法一部改正案」への要望事項を
- ★9月29日 全国知的障害者関係職員研究大会で由岐会長講演
- ★10月21日 民主党障がい者政策PTヒアリングに参加 意見書提出
- ★10月21日 全施連のための有志の会と面談、厚生労働省保健福祉課長・課長補佐等も同席し、時間をかけて全施連の主張を述べました。
- ★10月22日 民主党障がい者政策PT座長 谷博之議員と面談 意見書の骨子について詳しい説明をしました。
- ★11月10日 自民党障害者施策議員連盟ヒアリングに参加 意見書提出
- ★12月22日 顧問団立ち上げのための意見交換会 神戸
全施連活動を進めるため、協力してくれる有識者を集めて顧問団を作りたいと、神戸に有志が集まりました。
- ★H23年 支部長会 愛知県大府
1月29日 自らも知的障害者の親であり、障害者福祉施策に活躍されている中根康浩議員を招いての意見交換会、グループ討議による「施設のあり方像」の追求など充実した研修・会議が進められました。
～30日
- ★2月10日 障がい者制度改革推進会議室長 東俊裕氏と面談、意見書提出
- ★2月10日 民主党藤田一枝議員と面談
- ★3月21日 オープン正副会長会学習会
～22日 北九州大学で教鞭をとられている小賀久先生に「願いを形に表そう～入所施設を地域の拠点に～」と題して2日間に渡り講義ディスカッションをしました。小賀氏は第1回北欧視察の旅にも同行指導してくださいました先生です。
- ★3月29日 東日本大震災に伴う特別立法に関する民主党ヒアリングに参加 要望書を提出



平成22年度「福祉の集い」 2010. 10. 6

テーマ 「知的障害者の生活を支えるセーフティネットの構築」

神戸市知的障害者施設家族会連合会（こうべかぞくねっと） 会長 木村 三規子



兵庫県福祉6団体で開催された「福祉の集い」開催要項の趣旨から抜粋すると《「障害者総合福祉法」制定に向けて入所施設否定につながる障害者権利条約第19条の「特定の生活様式を義務づけられないこと」の解釈と入所施設そのもののあり方についての検証。親亡き後「だれと、どこで、どんな暮らしがしたいのか」「させてやりたいのか」もう一度考えていく必要がある。（後略）》とある。入所施設利用の保護者として、親の想いを話させていただきます。

1. 「施設」か「在宅」ではなく「施設」も「在宅（GH・CH）」も

憲法13条（個人の尊厳、幸福追求権）では、「全ての国民は個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と示されています。施設とか在宅とかの箱物で見るのではなく、知的障害を持った人が、その人に合った適切な支援で、その人らしく親が健在なときも、親亡き後も幸せな人生が送れる。その目的の為に入りたい「施設」があり、「在宅」で暮らせる支援がある。そこで初めてどちらかを選択し決定すればいいと思います。私は息子の少しずつ成長する姿を見、更なる可能性を信じ本人と話し合い入所施設を選択しました。

2. わが息子の場合

息子の人生…1947年日本の社会福祉で初めて児童福祉法が制定され、1960年精神薄弱者福祉法1999年には「精神薄弱者」から「知的障害者」に改定、2000年には知的障害者福祉法が制定されました。措置から契約に移行した支援費制度の2005年には在宅でのサービス（社会資源）で事業所など選択し、ショートステイ、日中ディサービス、ガイドヘルプサービス、ホームヘルプなどが利用できるようになり、彼の社会性は大きく広がり、たくましく育ちました。更なるステップアップを目指し、通所施設利用10年をけじめにあゆみの里に入居しました。入所ではなく「入居」です。理想的な環境と、熱い思いの支援者のもとに、彼らしい、いい人生を送っています。現在32歳です。ダウン症の男性です。

親の人生…泰大が誕生したときは「この子は親の義務で育てなければいけない。親でなければ幸せにしてやれない、一生支えよう」と、大きな勘違いをしていました。支えるにもいろいろな形があります。精神的、物質的、直接的、間接的などがあり、また親の思いと子供の思いが違うことも研修会などで数多く勉強し、よく分かりました。子供の思いを尊重するため社会にゆだねる。支援の専門家にゆだねる。そして親の私は一人の社会人として社会に貢献する。親だけの人

生に終わらない役割を持つ。その思いが今介護福祉士、認知症ケア専門士としての仕事につながっています。60歳を過ぎてからの資格取得は相当厳しかったですが、泰大の親だけでなく木村三規子としての人生も充実しています。

兄姉の人生…知的障害者の弟が誕生してから2人の子供には親として申し訳ない思いがあります。あゆみの里が製本した「障がいのある人のためのきずなノート 親から子へのラブレター」の中に、兄弟へのメッセージコーナーがあります。障害を持った弟に多くの時間や力を費やし、残された兄姉は、小さいころからずっと我慢を強いられ様々な苦労や悩みがあったと思います。それらに対する親の感謝や心痛の念を書き込むことで、少し肩の荷も軽くなった気がしています。二人の兄姉には自分の思いどおりの人生を送ってほしいです。さらに父親もいない今、兄弟3人の思い合いを大切にしてほしいです。

3. 無縁社会から見えるこれからの社会福祉のありかた

今年の県社協の夏期講習のテーマでもありました。希薄になった親子関係、近隣関係のなかで地縁血縁のない無縁の人たちが、安心して人生を全うする生活のコアを作る作業を講演していました。対象は高齢者でしたが、まさしく自ら家族を作れないであろう我が子の将来を示唆しているようです。そのコアの支援が24時間昼夜分離しない自立支援法で言う旧法の入所施設だと強くおもいます。地縁でも血縁でもない新しい縁を、入所施設をコアに作ってほしいと思います。そこは仲間や支援員も含めた新しい「家族」になるはずです。

4. ひょうごかぞくねっとの役割、全施連の役割

ひょうごかぞくねっと平成21年に5ブロック制を改め、地区ごとにかぞくねっとを組織しました。地区かぞくねっとと会長を中心に理事を増やし、地域性を考慮した研修会などを企画し、活動の活性化を図りました。地区で開催する研修会の参加者も増えており、成果は期待以上です。こうべかぞくねっとの幼児部会では、つぎつぎに若いリーダーが育っています。

全施連は全国31都道府県の知的障害者の施設利用者家族会で組織しています。「24時間切れ目のない支援」できる仕組みとして旧法入所施設の存続を訴えています。一人の力はささやかですが、同じ思いの数を束ねれば国や社会をも動かす大きな力になることは政権交代を体験し確信しました。昨年9月には第6回全国大会を神戸で開催し、700名以上の方が集結し、思いをひとつに語り合いました。わずか6年でこの成果は、いかに多くの家族が待ち望んでいた会であることが証明されます。ますます活動は充実していきます。

かぞくねっと活動報告

東・北播磨・淡路

4月21日	会長会	稲美町	20名
6月24日	施設見学	やまゆりの里（明石市）	13名
7月23日	会長会	加古川市	23名
11月9日	地区研修会	稲美町 こばと園	70名
テーマ「生活習慣病に今日から親子で取り組む健康づくり」			
講師		稲美町健康福祉課 高井 悦子 氏	
実技		「簡単な有酸素運動」	
講師		稲美町健康福祉課 米沢 有里 氏	



但馬・丹波

12月11日(土) 丹波市ハートフルかすがにおいて但丹かぞくねっとの研修会を行いました。

内容は、開会のセレモニーの後、「地域移行の現状を見つめて家族会はどのように対応すべきか」とのテーマで講師の三田谷治療教育院理事長の堺執先生による講演を聞いた後、意見交換会を行いました。この中で施設職員さんや施設長さんが参加されていて、たくさんの方の発言をしてくださいました。この事は今だから但丹かぞくねっとではありえなかったことです。それと、今回の研修会を丹波市が後援してくださいました。

振り返りますと、年々参加者が増え続け、今回はスタッフを含めて102名の参加数でした。本当にうれしく思いました。

また、ロビーにおいて、作業所で創った製品や農産物、おいしいお米等の販売も好評を得て、毎年やってほしいとの言葉を掛けてもらい勇気百倍、来年もやるぞとの決意を固めることができました。

最後に但馬丹波かぞくねっとはこれからも成長し続けることを皆さんにお誓いして活動報告とします。

こ う べ

賛助会員を含め1800名近い会員で構成されているこうべかぞくねっとは、5名の理事がそれぞれの役割を責任感と使命感を保持し活動していただいたおかげで、思った以上の活動ができました。神戸市や神戸市

社会福祉協議会との関係も良好で、神戸市知的障害者施設家族会連合会として、数々の行事に主催者として参加させていただきました。今年は9月に第6回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会が神戸メリケンパークオリエンタルホテルで開催され、特に神戸の多くの会員の方のご協力で成功裡に終えることができました。ご来賓には矢田神戸市長や荻阪神戸市議会議員がご臨席くださり、神戸の思いを伝えてくださいました。

11月には当番園の新緑の家の家族会役員の方、施設長のご協力で研修会が行われ、神戸市立王子動物園の奥乃副園長の「今動物園が面白い、動物の子育て」と題した講演がありました。また、ひまわり学園が当番園とした幼児部会も活発に活動され、次のリーダーが芽生えています。その他、会長会、三役会など数多くの実り多い活動ができたのも、皆様のご協力の賜物と感謝と共に御礼申し上げます。

* 幼児部会研修会報告 *

昨年度より本格的に始動し出した「こうべかぞくねっと 幼児部会」ですが、実際は就学前の障害をもった幼児を持つ



保護者にとって、毎日が時間に追われる生活の中、幼児部会会員合同で何かをするにしても、事の難しさが目の当りです。ですが、少しでも力になれば…。と立案の結果、今年度は以下のような活動となりました。

「幼児部会 研修会」

日時：9月17日(金) 10:40～12:00

場所：あすてっぶKOBЕ 参加者：61名

内容：子供の発達と生活について

～家庭で心がけること～

講師：らく相談室室長 池添 素 氏

京都で療育や保育、親御さんたちの心のケアにあたっておられる池添 素氏をお迎えし、子供とのかかわり方などについてお話しいただきました。池添氏からの提案で講師への事前質問を受け付けて下さり、保護者の率直な「今の悩み」に当日は一問一答から始まり、講師のお話の後も講師への質問の時間も設けました。子供の立場にたって考えることやじっくり向き合うことの大切さ、また家族の支えや周りのサポートあつての子育てであることにあらためて気付くことができたのではないのでしょうか。子育てにおいては悩みが付きませんが、先生のお話から元気をもらった、勇気がわいたとの声もありました。笑いあり、ユーモ

アありのわかり易いお話に心あたたまる、あつという間のひとときでした。

「幼児部会 交流会」

日時：11月9日(火) 10:40～12:00

場所：あすてっぷKOBE 参加者：42名

内容：各施設紹介・グループトーク

パワーポイントを用いて3施設の紹介を行いました。支援方法も施設によって様々でそれぞれの特徴がよくわかりました。他の施設のことを知るいい機会となり、勉強になりました。各施設の良きところは是非取り入れていけたらと思います。グループトークでは、自己紹介にはじまり、和気あいあいと話が盛り上がっていました。同じ思いを持つ者同士だからこそ悩みを打ち明ける事ができたり、経験談を素直に話せたり、助言が心にスッと入ってくるのだと思います。又、我が子の将来の参考にかぞくねっとの先輩よりお子さんの現状を伺うことができました。情報交換やリフレッシュの場でもある交流会はとても有意義な時間となりました。

よく第一のハードルといわれる「子供が生まれて初めて障害があるとわかった時」から時間がそう立っていない中の幼児部会の保護者の心境はまだまだ複雑です。前向きな若い保護者がほとんどです。周りを知る、仲間がいるという事を知るという事を心に持って欲しいです。

幼児部会はまだまだ始まったばかりです。未永く心の拠り所のように情報交換のいい場所であり続けて欲しいと願っています。

幼児部会を開催するには、託児は必須です。かぞくねっとと会員の方々の協力なしでは開催には至りません。研修会を開催するにあたり御尽力いただいた全ての方に心よりお礼を申し上げます。

(ひまわり学園保護者会 会長 和田 美樹)

阪 神

研修会 3月1日 参加者130人

講演 「障害児(者)の現状と今後」 親亡き後を見据えて

講師 相談支援専門員 西田充宏 氏

地域の相談支援専門員の立場から、いろいろと事例を聞く。施設や事業所の職員が忙しく動いていて余裕がない、相談に来る親もゆとりがない状態が多い。社

会のありようとして環境づくりが大切だと思う。

誰もが自分らしく暮らすためにはまず本人が主体であること。

次に、本人の自立を支援するという事は本人が持つ力を引き出すことであること。

本人にしたい気持ちがあるということ大切にしていくな、エンパワメントであり、本人が持っている力を生かすためにはその力があることを支援者が信じる、その力をストレングス。そのストレングスを生み出すために、見方を変えることをリフレーミングという(例 15分しか集中できない、いや15分も集中できた)意識の持ち方が大切である。

地域自立支援協議会というのがあり、本人を主体に専門家・福祉関係者だけでなく地域のさまざまな人が係わり、出てきた課題をどうすればよいかと協議している。各市町村で取り組みが違っていて格差もある。これからは大いに活動してもらいたい。

今後高齢化が進む中、将来どう見つめるか？ また施設が医療部分をフォローできるか？ どういう風に問題解決を図っていくか？ 元気に子どもを見守っていけるか？ すべてを同時に考えていく必要がある。共倒れの可能性もあるので親離れ子離れし、社会の中で早い段階から本人が暮らす場所を考えていかなければならない。さらに、障害者や高齢者が住みやすくなるような社会全体のビジョンをつくる。それらに私たちがどうアプローチしていくか課題であると思う。やはり、一人ひとりの力は弱いのでかぞくねっと等を通じ運動が必要であると思う。

西・中播磨

研修会

4月27日 「親の不安はこれだ」

講師 福田和臣 氏

10月21日 「これからの施設のあり方」

講師 蓬莱和裕 氏

「揖南福祉会の現在と今後の取り組み」

サルビア園 高瀬施設長

理事会はその都度招集、会長会は年3回実施。

施設間交流の推進により親睦を図る。

家族会連合会からの脱退が増え始めた。



障がい者制度改革フォーラム in 兵庫

障害種別を越えた42団体が集まり、「障がい者制度改革フォーラム in 兵庫」を開催しました。由岐会長が実行委員長となり、神戸ファッションマートに700人が集まり、東室長、藤井克徳氏を招いて、講演会・シンポジウムを開催しました。



食事編

あかりの家の食事自慢

キーワードは〈月1と週1〉。「お楽しみメニュー」を実施して8年余になります。月1回、一寸工夫を凝らしたメニューです。この2月は、「アボガド、バーガー、スペアリブのクリスピー揚げ、ピクルスサラダ、大根のポタージュ風スープ、チョコレートプリン」でした。そしてもう一つは、開設から25年続く週1回の「手作りおやつの日」です。

あかりの家には栄養士がいません。大変ですが、利用者と私達（の料理や工夫）の距離が非常に近いのです。



食べる喜び、健康パワー！緑友からの発信を！

知的障害者通所授産施設
ワークホーム緑友 栄養士 池田 麻子



しあわせの村のワークホーム緑友に通所されている利用者の皆さんは、紙袋加工・手芸品製作等の屋内作業や除草作業等の屋外作業に、日々元気に働いていらっしゃいます。そのような皆さんの大きな楽しみがお昼ご飯（給食）です。

私との毎朝の「おはよう！」の挨拶の後は、きまって「今日のメニューは？」と続きます。メニューを答えると、さらに笑顔を増してくれます。笑顔の源である給食メニューの作成では、四季折々の変化を生かす内容になるように心がけています。特に春と秋には、緑の自然に囲まれたなかでの、お弁当給食が好評です。また、選択メニューの日には、皆さん選ぶのに悩みながらも楽しそうな様子に出会えます。集団給食の目的でもある栄養を満たすことは当たり前のことですが、それと共に笑顔を増やすことが、実際の健康パワーにとって重要です。自分の力で、自分の判断で食事を口に運ぶことも困難な場合もありますが、一人ひとりに応じた調理の工夫や道具の工夫を重ね、食事においても利用者さんの笑顔を決して損なうことのない支援が、ますます求められると思います。生まれてからこれまで、お母様方を中心に命を支えてきた食事をこれからも大切に思い、応援したいです。私に活力をいただける、皆さんの笑顔は1番ステキです。

年に一度の討入りそば

赤穂精華園は、兵庫県の西南に位置する「忠臣蔵」や「塩」で有名な赤穂市にある障害者支援施設です。紹介する「討ち入りそば」には、赤穂浪士が吉良邸討ち入り前夜に縁起を担いで手打ちそばを食べたという巷説があります。

12月14日の義士祭には、赤穂精華園でも「討ち入りそば」を利用者の方々に提供しています。



お皿の中の食事

社会福祉法人尼崎武庫川園
松の園施設長 須井 勝巳

私は新人の頃、約1年間園に住み込み、三食とも給食を食べていたことがあります。6年前に建物が新しくなり、松の園（入所授産、定員45名）と第1松の園（通所授産、定員46名）は昼食を同じ食堂で食べていますが、食数は利用者と職員で100食を超えます。配膳のとき、最初に注いだ人と最後に注いだ人では温かさに違いがありました。委託業者のチーフ、栄養士を交えて何度も話し合いをして、両方から用意してもらったり、食事ぎりぎり注いでもらったりしましたが、施設側も第1松の園の石川施設長と相談をし、高価なものでありますが2年がかりで全て保温食器に変更することになりました。お皿の中の見た目も大切なので見本をたくさん取り寄せ、何度も検討を続けました。お皿を変えてから、特に通所施設の方の残食が減ったと栄養士から聞いています。食事を美味しく、そして楽しんでいただけるような努力を今後も続けたいと思います。

施設側も第1松の園の石川施設長と相談をし、高価なものでありますが2年がかりで全て保温食器に変更することになりました。お皿の中の見た目も大切なので見本をたくさん取り寄せ、何度も検討を続けました。お皿を変えてから、特に通所施設の方の残食が減ったと栄養士から聞いています。食事を美味しく、そして楽しんでいただけるような努力を今後も続けたいと思います。



「施設と共に」

佐用福祉会いちょう園保護者会長 木村 政照



佐用町手をつなぐ親の会会員の子供たちが安心して毎日を過ごす場所が欲しい。併せて、「この子らを世の光に」なんとか働く場所が欲しい。…との念願で、旧佐用町並びに町議会にお願いし、社

会福祉法人佐用福祉会「いちょう園」（通所更生）施設が昭和57年4月に開設された。

当初定員20名でスタートしたが平成5年1月に22名に変更、その間、会員から「この子たちの親なき後はどうしたらよいのか…」「居住できる施設が必要では…」との切実な願いにより、昭和61年4月に定員30名の「ぎんなん寮」（入所更生）施設があらたに開設された。

両施設とも当初の目的を果たしつつ前進してまいりましたが、入所期間の長期化・重度化・高齢化問題に直面する時代背景のなか、再び保護者の強い願いから平成7年6月に定員20名の「のぞみ寮」（重度棟）が増設された。

その後、平成9年4月に両施設の名称を「いちょう園」に統一変更、入所部定員50名（うち重度20名）、通所部定員22名の施設となった。

平成16年4月に障害者の社会参加を目指すべく、自立訓練棟（定員5名）の「ふれあい会館（保護者会館併設）」が設置された。

平成18年5月には定員4名のグループホーム「たんぼぼ」（10月から兼ケアホーム）開設。

平成21年4月からは自立支援法新体系移行により施設入所支援（定員50名）、生活介護（定員72名）の障害者支援施設「いちょう園」として現在に至っている。

このような変遷の中、私は、平成18年4月より当「い

ちょう園」保護者会の指名を受けその任にあたり今日に至っているところです。

施設と保護者会とはたえず風通しのよい関係を保ち、極力施設に出向き、情報の共有化を図る。しかし適当な間隔（一線）は引くべし！と心に決め、事に当たっています。

私の息子は3人兄弟の末っ子として昭和52年生まれ（現在33歳）の身体・知的の重複障害を持った重度しょうがい者です。

当時、丸まるとしたかわいい普通の男の子で誕生、すくすくと成長していました。兄姉の育児経験からも私たち両親ともに「この子おとなしい育てやすい子やね…」と言いながらも「しかし、兄姉に比べて伝い歩き少し遅いのと違う？…」「何か様子が変わね？…」

これから、私たち両親をはじめ家族全員、「障害」という二文字と切っても切り離すことのできない生活体系に一変したのです。

正直なところ、谷底に突き落とされた思いでした。保育士さんの指導を受け、姫路の小児科を受診、県立こども病院とのお付き合いが始まったのです。

その後、昭和59年4月から県立赤穂養護学校に在籍し、（小学部1年～2年の間在宅訪問教育を受ける。）小学部3年～中学部卒業まで母親同伴でスクールバスによる通学をさせていただきました。

義務教育終了の平成5年春からは、地元にある通所更生施設佐用福祉会「いちょう園」に通園させていただくことになり今日に至っております。

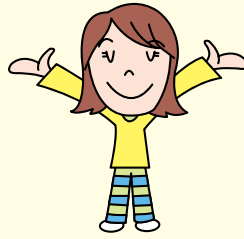
爾来、紆余曲折はありましたが、この子との関係で私たち両親は多くの人たちとの出会いや1人の人間としての生き方のなかでプラス思考をはじめ多くを学ばせていただきました。

このことは、一般社会生活のなかでも生涯大変有効であり、この子に「有難う…」と感謝している現在です。

これからも、命の続く限り「施設と共に」「この子らを世の光に」をモットーに元気で前進していくことを結びに私の「リレー随筆」とさせていただきます。



わたしたちの がんばり



12

社会福祉法人 みつみ福祉会 障害者支援施設 春日育成苑

平成21年2月から始まった全面改築工事平成22年2月末に終わり、3月1日より「障害者支援施設 春日育成苑」として生まれ変わりました。

施設入所支援（90名）、生活介護（90名）、自立訓練（生活訓練）（12名）、就労継続支援B型事業（あおぞら むぎはな アタックNO.1）（20名）短期入所（5床）日中一時支援事業（すまいる）を展開しています。

生活環境やサービス体系等全ての面で新たな出発をしています。早く新しい生活環境に順応できるように十分に配慮し、法人理念である「共に生きる」をもとにご利用者やご家族、地域の皆様から信頼される施設作りに努めます。



竣工式

3月4日、竣工式が行われました。

丹波市長をはじめ、県議会議員、市議会議員の方々も参列して頂き、盛大な式典となりました。



パン工房
むぎはな



生活風景



居住区

就労継続支援B型事業のひとつ、「パン工房 むぎはな」です。

氷上町石生に店舗を置き、数十種類の菓子パンの販売をはじめ、喫茶コーナーもあります。多数のご来店お待ちしております。



管理食堂

6月20日、春日育成苑芝生広場にて、春日学園 春日育成苑 合同で【春の里フェスティバル】を開催しました。敷地内で様々な露店を出し、特設舞台ではボランティアによる梅雨を吹き飛ばすような迫力のある和太鼓、ギター演奏、ほうきを改良した笛等、身近にある物を何でも楽器にした演奏が行われました。また動物と触れ合える移動動物園にも来て頂き、ご利用者、ご家族、但馬 丹波かぞくねっとの皆様、地域の方も多数来苑され、建て替え後初めてのイベントは大いに盛り上がりしました。



障害者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

利用者負担の見直し

- 利用者負担について 応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- 障害程度区分の名称と定義の見直し
- (※障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

相談支援の充実

- 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勘案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

障害児支援の強化

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へなど)
- 放課後型のデイサービス等の充実

地域における自立した生活のための支援の充実

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他) 事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

施行期日：1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(障害者の範囲は公布の日。障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。)

知的・発達障がいのある方に
毎日の安心をお届けする。

それが私たちの願いです。

詳しい資料のご請求は
TEL 078-331-6751(代)

○募集代理店



(株)ワイドホケンセンター

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-19
東洋ビル3階

○引受保険会社



ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階

個人でご加入いただける、安心の保険

ぜんちの **あんしん保険**

少額短期健康総合保険(無告知型)

知的障害者福祉総合補償制度

(普通傷害保険)

ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした保険です。詳細は下記代理店までお問い合わせ下さい。

取扱代理店

(有)ウェルフェアサービス
〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-24-3
TEL:03-3631-9225
FAX:03-3631-9247

引受保険会社

エース損害保険(株) 東京支店
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1
TEL:03-6212-7410
FAX:03-3211-1101

印刷物作成に関するご相談は.....

Dg デジタルグラフィック株式会社

- 記念誌 ●社内報 ●カタログ ●チラシ ●プライベートカード
- スクラッチ ●カラー年賀状 ●その他一般印刷

〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1

TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001

[E-mail] win@dgdg.co.jp / mac@dgdg.co.jp

[URL] <http://www.dgdg.co.jp/>

全国知的障害者施設家族会連合会 東日本大震災 災害救援募金(兵庫版)

被害にあわれた知的障害者施設利用者の方々の復興のために、
救援募金を実施いたします。ご協力をお願いします。

《会長メッセージ》 東日本大震災により犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、甚大な被害を受けられた方々に、心からお見舞い申し上げます。

特に知的障害を持った人たちはその特性のために、一層不自由な暮らしをされておられると心が痛みます。

全国知的障害者施設家族会連合会としても設立以来の大きな災害となりました。被害にあわれた知的障害を持つ人や施設の役にたてるよう、義援金を募ります。

私たちの仲間のためにご協力をお願いいたします。

★早さを競わず、じっくり募集します

★知的障害者施設利用者に特化した募金にし、困っておられる私たちの仲間にダイレクトに届くようにします

★物資・人材様々な支援が必要だと思いますが、まずは義援金を募ります

★応援メッセージも募集します

《募金募集期間》 平成23年8月31日(水) まで

★お 願 い できるだけ施設家族会で単位でおまとめください。

★募金振込先 三井住友銀行 神戸駅前支店 口座番号 店番 313 口座番号 7785049
口座名義 兵庫県知的障害者施設家族会連合会 会長 由岐 透

★お問い合わせ 全国知的障害者施設家族会連合会事務局 (月・水・金 10:00~4:00)
〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター2F
電話: 078 (371) 3930 FAX: 078 (371) 3931
Mail: h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp URL: <http://zenshiren.web.fc2.com/>

全国知的障害者施設家族会連合会・兵庫県知的障害者施設家族会連合会
兵庫県知的障害者施設利用者互助会

編集後記

タイガーマスク、伊達直人が登場し、困難な人に手を差し伸べる明るい年明けの話題が暗転し、3月11日に東北・関東地方が未曾有の大震災に見舞われました。東京電力の福島第1原子力発電所が壊滅的な被害に遭遇し、放射性物質が拡散し市民生活が深刻な状態になっております。国を挙げて復旧に向けた懸命の作業をしております。今国境を越え、人種を超えた人々が被災地に心をよせてくれています。それが人としての自然な振る舞いです。全ての命は有限であり、自然の威力の前に人は無力であります。死者、行方不明者を合わせると27,000人を越えると言われており、日本列島を揺るがす大惨事です。1日も早い復興を心から祈るばかりです。(K)

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1

神戸市立総合福祉センター2F

TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931

mail: h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

事務局(月・水・金 10:00~4:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ

URL: <http://zenshiren.web.fc2.com/>



広報委員会

委員長 蔵屋 健夫
委員 呉 珀華・今井サチ子・山口 静子
高嶋美喜子・弓場 俊幸
事務局 南波 孝子・丸岡 啓子・高橋 徹

《表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)》